令和８年（２０２６年）８月

診療報酬施設基準に関する掲示

当院は、中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関で、下記の施設基準を届出しています。

１　入院基本料及び看護職員の配置等について

当院は、１階と３階入院棟を「精神病棟入院基本料（１５：１）」、２階と４階入院棟を「精神科救急急性期医療入院料」の算定施設として届出しています。

		１階	２階	３階	４階
入院料種別		精神病棟入院基本料（１５：１）	精神科救急入院料１（１０：１）	精神病棟入院基本料（１５：１）	精神科救急入院料１（１０：１）
看護配置		１日に 10 人以上の看護職員が勤務	１日に 15 人以上の看護職員が勤務	１日に 10 人以上の看護職員が勤務	１日に 10 人以上の看護職員が勤務
看護職員１人あたりの受持人数	８：00～16：00	７人以内	９人以内	１０人以内	７人以内
	16：00～０：00	１３人以内	１７人以内	25 人以内	１１人以内
	０：00～８：00	１７人以内	１７人以内	25 人以内	１６人以内

＊看護職員とは看護師及び准看護師です。

２　基本診療料の施設基準に係る届出

◆精神病棟入院料

◆医療安全対策加算２
(医療安全対策地域連携加算２)

◆看護配置加算

◆精神科地域移行実施加算

◆依存症入院医療管理加算

◆救急医療管理加算

◆精神科救急急性期医療入院料
（精神科救急医療体制加算１）

◆感染対策向上加算２
（連携強化加算・サーベイランス強化加算）

◆看護補助加算(看護補助・患者ケア体制充実加算)

◆地域支援・医薬品供給対応体制加算１

◆精神科応急入院施設管理加算

◆診療録管理体制加算２

◆精神科急性期医師配置加算

◆患者サポート体制充実加算

◆療養環境加算

◆データ提出加算

◆精神科救急搬送患者地域連携紹介加算

◆精神科入退院支援加算

３　特掲診療料の施設基準に係る届出

◇こころの連携指導料（Ⅱ）

◇薬剤管理指導料

◇精神科退院時共同指導料１及び２

◇ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影

◇療養生活継続支援加算

◇外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

◇外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）注5

◇ニコチン依存症管理料

◇精神科ショート・ケア「大規模なもの」

◇精神科ショート・ケア「小規模なもの」

◇精神科デイ・ケア「大規模なもの」

◇精神科デイ・ケア「小規模なもの」

◇入院ベースアップ評価料28

◇依存症集団療法１

◇精神科作業療法

◇抗精神病特定薬剤治療指導管理料
（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）

◇医療保護入院等診療料

◇児童思春期支援指導加算1

◇心理支援加算

＊入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降)、適温で提供しています。

山口県立こころの医療センター院長